

(令和4年度) 消 防 計 画 書 (淡路地区)

H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体

1 目 的

本計画書は、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体（以下「共同体」という。）が国営明石海峡公園事務所と協力し、国営明石海峡公園淡路地区における防火管理の徹底を期し、もって火災・その他の災害による物的・人的被害を軽減することを目的とする。

2 体 制

火災予防について、常時徹底を期するため防火管理者を置き、その下に防火担当責任者を置き、さらに火元責任者を置く。それぞれの任務は、以下のとおり。

- (1) 防火管理者は、施設設備維持管理課長、防火担当責任者は副センター長とする。
- (2) 火元責任者一覧表

施設名称	主 責 任 者	副 責 任 者	施設名称	主 責 任 者	副 責 任 者
(管理棟1階) 事務室	副センター長	運営企画課 課長補佐	(東浦ロゲート) 監視兼事務室	副センター長	運営企画課 課長補佐
所長室	〃	〃	保管庫	〃	〃
湯沸室	〃	〃	授乳室	〃	〃
集計室	〃	〃	休憩室	〃	〃
監視制御室	〃	〃	警備員事務室	〃	〃
男子便所	〃	〃	救護室	〃	〃
女子便所	〃	〃	男子便所	〃	〃
倉庫	〃	〃	女子便所	〃	〃
設備機械室	〃	施設維持管理課 課長補佐	更衣室	〃	〃
電気室	〃	〃	倉庫	〃	〃
発電機室	〃	〃	電気室	〃	施設維持管理課 課長補佐
燃料ポンプ室	〃	〃	(連絡ロゲート)	〃	〃
スタッフルーム	〃	運営企画課 課長補佐	発券ブース	副センター長	運営企画課 課長補佐
休憩室	〃	〃	(淡路ロゲート)	〃	〃
男子更衣室	〃	〃	発券ブース (2)	副センター長	運営企画課 課長補佐
女子更衣室	〃	〃	乗務員室	〃	〃
車庫	〃	施設維持管理課 課長補佐	倉庫	〃	〃
(管理棟2階) 研修室	副センター長	運営企画課 課長補佐	警備員室 (ピジター棟)	〃	〃
男子便所	〃	〃	案内所	副センター長	運営企画課 課長補佐
女子便所	〃	〃	救護室	〃	〃
会議室	〃	〃	ベビールーム	〃	〃
マルチルーム (海浜ロゲート)	〃	〃	多目的室	〃	〃
券売所	副センター長	運営企画課 課長補佐	倉庫	〃	〃
キャンプ場管理 所	〃	〃	機械室	〃	施設維持管理課 課長補佐
			男子便所	〃	施設維持管理課 課長補佐

(ガープニング棟)			女子便所	〃	〃
倉庫	〃	副センター長	警備員室	〃	〃
車庫	〃	〃	ボート2F	〃	〃
休憩室	〃	〃	運営企画課 課長補佐	〃	〃
作業室2F	〃	〃	女子便所2F	〃	〃
トイレ2F	〃	〃	倉庫2F	〃	〃

3 点検・検査

- (1) 火元責任者は、当該個所で使用する火気の日常点検を行うものとする。
- (2) 前項に基づき改善等を要する事項を発見した場合、速やかにその処置を行い、また、防火管理者に報告する。
- (3) 施設設備の点検の際に、建築物検査、火気使用施設検査、電気設備検査、消火設備検査、ガス・危険物検査を行う。各検査内容は、以下のとおりとする。また、点検結果は、その都度「点検記録簿」に記録し、防火管理者へ報告する。

① 各検査内容等

項目	内容	実施予定時期
建築物検査	建築物の防火設備、整理の状況の検査	年2回(6月12月)
火気使用施設検査	炊事場、暖房器具、燃料置場、喫煙場所の火気使用場所の点検	〃
電気設備検査	電気配線、電気機械の点検	〃
消火設備検査	消火設備の点検	月1回
ガス・危険物検査	ガス、危険物の点検	年2回(6月12月)

② 点検記録簿

施設名称等	結果	指摘事項	令和 年 月 日		
			備考		

- (4) 前項により防火担当責任者は、重要事項については改善意見を添えて防火管理者に報告するものとする。
- (5) 消防用設備等の機能を維持管理するために国営明石海峡公園事務所が行う法定点検に立合うものとする。

4 火気使用規制

園内の諸設備について火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生の危険、または人命にかかると認められる危険があるとき、防火管理者はその旨園内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は利用者等に対し、火気使用等の中止、または危険な場所への立ち入り禁止を命ずるものとする。

5 地震対策

- (1) 日常の地震対策
防火管理者は、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難に支障を生ずるおそれがないか日ごろから確認する。
- (2) 地震後の安全措置
地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、全ての火気使用設備・器具の使用を停止する。
- (3) 地震時の活動
① 地震時避難場所(春一番の丘、ポプラの丘)まで避難を行う場合は、身の安全を図りながら、全員徒歩で避難する。
② 避難する際は、分電盤を遮断する。
③ 入園者の避難場所への誘導については、公園事務所の指示により対応するものとする。なお、緊急の場合においてはこの限りではない。
④ 国道より海側には近づかないようにする。
(4) 警戒宣言発令時の対応
① 防火管理者は、警戒宣言が発令された旨を園内全般に伝達する。
② 防火管理者は、今後の営業方針について園事務所と協議する。
③ 防火管理者は、火気の使用禁止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する

6 防備

園内外に火災発生、またはその他の火災が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、次に定める消防組織により担当任務の遂行にあたるものとする。

名称	役割	編成
消防隊長	○対策部の設置、廃止 ○各班業務の状況把握及び指揮	管理センター長
運営企画班	○消防、警察等への通報 ○園内放送 ○園事務所、本部、URA株式会社等関係機関への情報伝達 ○関係機関、P C等からの情報収集・資材配給 ○記録 ○貴重品等の持ち出し ○消防隊長との連絡・調整	(班長) 副センター長 運営企画課課長補佐 運営企画課職員

8 消防機関との連絡等

(1) 消防機関へ報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理センター
(2) 消防計画作成 (変更) 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者（管理センター長）又は防火管理者の変更 イ 消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等点検結果報告	国営明石海峡公園事務所が実施後、管理センター名で報告	管理センター

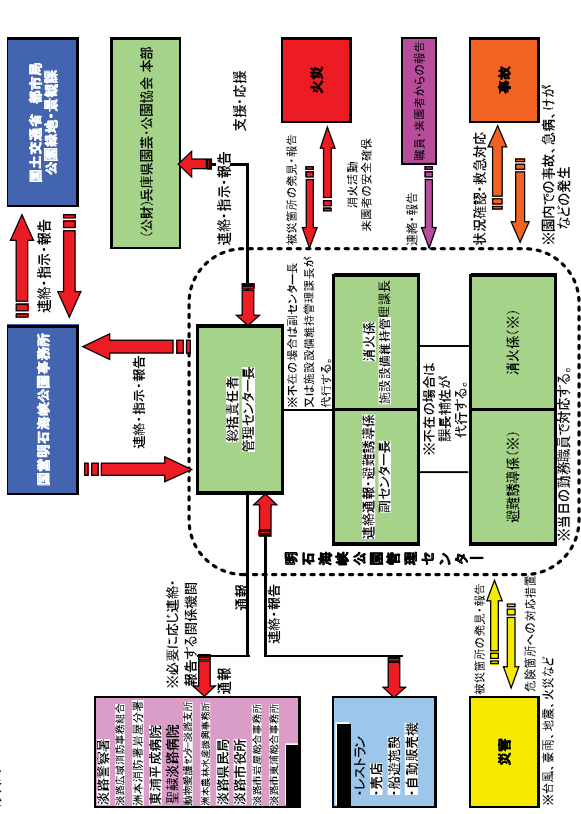
- (2) 防火対象施設一覧表 …………… 別紙-1
- (3) 国営明石海峡公園 防火対象施設位置図 …………… 別紙-2
- (4) 国営明石海峡公園 非常電話・消火栓・防火水槽・緊急車両出入口 …… 別紙-3
- (5) 緊急連絡体制関係連絡先一覧 …………… 別紙-4

施設維持班	(班長) 施設設備維持管理課長 植物管理課長、施設設備維持管理課長補佐 植物管理課長補佐
<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導 ○負傷者救護・応急手当 ○消火設備の運用操作による初期消火活動 ○被害状況調査・報告 ○救急車両の誘導にかかる障害物の撤去、門扉等の開放、誘導 ○立入禁止規制 ○入園者の入場規制 ○応急修理 ○巡回・点検 ○資材搬入 	

7 教育・消防訓練

防火管理者は、職員に対して以下に定める計画により防火に関する教育訓練を実施する。
また、有事に際し被害を最小限にとどめるため消防訓練により技術向上を図るものとする。
なお、3月には消防署職員に派遣を依頼し、訓練の実施結果については、国営明石海峡公園事務所へ報告する。

項目	内容	実施予定時期
職員に対する教育及び消防訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防火管理機構の周知徹底 2. 防火管理上の遵守事項 3. 防火管理に関する職員各自の任務及び責任の周知徹底 4. その他防火管理遂行上必要な事項 5. 消防訓練（避難誘導、通報、消火） 	年2回（9月・3月）



緊急連絡先一覧

緊急連絡先	緊急連絡先
＜公園内・中野地区関係施設＞ 国営明石海峡公園管理センター TEL: 0758-22-3000 FAX: 0758-22-3000 ① 遊技誘導係 ② 遊技誘導係副係長 ③ 遊技誘導係係長 ④ 遊技誘導係係長補佐 ⑤ 遊技誘導係係長補佐 ⑥ 遊技誘導係係長補佐 ⑦ 遊技誘導係係長補佐 ⑧ 遊技誘導係係長補佐 ⑨ 遊技誘導係係長補佐 ⑩ 遊技誘導係係長補佐 ⑪ 遊技誘導係係長補佐 ⑫ 遊技誘導係係長補佐 ⑬ 遊技誘導係係長補佐 ⑭ 遊技誘導係係長補佐 ⑮ 遊技誘導係係長補佐 ⑯ 遊技誘導係係長補佐 ⑰ 遊技誘導係係長補佐 ⑱ 遊技誘導係係長補佐 ⑲ 遊技誘導係係長補佐 ⑳ 遊技誘導係係長補佐 ㉑ 遊技誘導係係長補佐 ㉒ 遊技誘導係係長補佐 ㉓ 遊技誘導係係長補佐 ㉔ 遊技誘導係係長補佐 ㉕ 遊技誘導係係長補佐 ㉖ 遊技誘導係係長補佐 ㉗ 遊技誘導係係長補佐 ㉘ 遊技誘導係係長補佐 ㉙ 遊技誘導係係長補佐 ㉚ 遊技誘導係係長補佐 ㉛ 遊技誘導係係長補佐 ㉜ 遊技誘導係係長補佐 ㉝ 遊技誘導係係長補佐 ㉞ 遊技誘導係係長補佐 ㉟ 遊技誘導係係長補佐 ㊱ 遊技誘導係係長補佐 ㊲ 遊技誘導係係長補佐 ㊳ 遊技誘導係係長補佐 ㊴ 遊技誘導係係長補佐 ㊵ 遊技誘導係係長補佐 ㊶ 遊技誘導係係長補佐 ㊷ 遊技誘導係係長補佐 ㊸ 遊技誘導係係長補佐 ㊹ 遊技誘導係係長補佐 ㊺ 遊技誘導係係長補佐 ㊻ 遊技誘導係係長補佐 ㊼ 遊技誘導係係長補佐 ㊽ 遊技誘導係係長補佐 ㊾ 遊技誘導係係長補佐 ㊿ 遊技誘導係係長補佐	＜公園外関係施設＞ 国営明石海峡公園管理センター TEL: 0758-22-3000 FAX: 0758-22-3000 ① 遊技誘導係 ② 遊技誘導係副係長 ③ 遊技誘導係係長 ④ 遊技誘導係係長補佐 ⑤ 遊技誘導係係長補佐 ⑥ 遊技誘導係係長補佐 ⑦ 遊技誘導係係長補佐 ⑧ 遊技誘導係係長補佐 ⑨ 遊技誘導係係長補佐 ⑩ 遊技誘導係係長補佐 ⑪ 遊技誘導係係長補佐 ⑫ 遊技誘導係係長補佐 ⑬ 遊技誘導係係長補佐 ⑭ 遊技誘導係係長補佐 ⑮ 遊技誘導係係長補佐 ⑯ 遊技誘導係係長補佐 ⑰ 遊技誘導係係長補佐 ⑱ 遊技誘導係係長補佐 ⑲ 遊技誘導係係長補佐 ⑳ 遊技誘導係係長補佐 ㉑ 遊技誘導係係長補佐 ㉒ 遊技誘導係係長補佐 ㉓ 遊技誘導係係長補佐 ㉔ 遊技誘導係係長補佐 ㉕ 遊技誘導係係長補佐 ㉖ 遊技誘導係係長補佐 ㉗ 遊技誘導係係長補佐 ㉘ 遊技誘導係係長補佐 ㉙ 遊技誘導係係長補佐 ㉚ 遊技誘導係係長補佐 ㉛ 遊技誘導係係長補佐 ㉜ 遊技誘導係係長補佐 ㉝ 遊技誘導係係長補佐 ㉞ 遊技誘導係係長補佐 ㉟ 遊技誘導係係長補佐 ㊱ 遊技誘導係係長補佐 ㊲ 遊技誘導係係長補佐 ㊳ 遊技誘導係係長補佐 ㊴ 遊技誘導係係長補佐 ㊵ 遊技誘導係係長補佐 ㊶ 遊技誘導係係長補佐 ㊷ 遊技誘導係係長補佐 ㊸ 遊技誘導係係長補佐 ㊹ 遊技誘導係係長補佐 ㊺ 遊技誘導係係長補佐 ㊻ 遊技誘導係係長補佐 ㊼ 遊技誘導係係長補佐 ㊽ 遊技誘導係係長補佐 ㊾ 遊技誘導係係長補佐 ㊿ 遊技誘導係係長補佐

令和4年度(H34) 消 防 計 画 書 (神戸地区)

1 目 的

本計画書は、国営明石海峡公園管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体（以下「共同体」という。）が国営明石海峡公園事務所と協力し、国営明石海峡公園神戸地区あいな里山公園における防火管理の徹底を期し、もって火災・その他の災害による物的・人的被害を軽減することを目的とする。

2 体 制

火災予防について、常時徹底を期するため防火管理者及び火元責任者を置く。それぞれの任務は、以下のとおり。

- (1) 防火管理者は園長、火元責任者は副園長(施設運営担当)とする。
- (2) 防火管理者及び火元責任者一覧表

施設名称	防火管理者	火元責任者
管理棟1階	園長	副園長(施設運営担当)
里山交流館	〃	〃
木工棟(茅葺)	〃	〃
木工棟(瓦葺)	〃	〃
長屋門	〃	〃
便所棟 (長屋門前駐車場)	〃	〃
伝達の家	〃	〃
里山情報館	〃	〃
農村舞台	〃	〃
農村舞台控室棟	〃	〃
便所棟(農家のにわ)	〃	〃
白拍子の家	〃	〃
厨房棟	〃	〃
相談ヶ辻の家	〃	〃
便所棟 (相談ヶ辻の家)	〃	〃
サンデン休憩所	〃	〃
便所棟 (サンデン休憩所)	〃	〃
便所棟 (森のゾーンA駐車場)	〃	〃
車庫棟	〃	〃
倉庫棟	〃	〃
かや場合倉庫	〃	〃

3 点検・検査

- (1) 火元責任者は、当該個所で使用する火気の日常点検を行うものとする。
- (2) 前項に基づき改善等を要する事項を発見した場合、速やかにその処置を行い、また、防火管理者に報告する。
- (3) 施設設備の点検の際に、建築物検査、火気使用施設検査、電気設備検査、消火設備検査、ガス・危険物検査を行う。各検査内容は、以下のとおりとする。また、点検結果は、その都度「点検記録簿」に記録し、防火管理者へ報告する。

**H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務
兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体**

① 各検査内容等

項目	内容	実施予定時期
建築物検査	建築物の防火設備、整理の状況の検査	年2回(5月12月)
火気使用施設検査	炊事場、暖房器具、燃料置場の火気使用場所の点検	#
電気設備検査	電気配線、電気機械の点検	#
消火設備検査	消火設備の点検	月1回
ガス・危険物検査	ガス、危険物の点検	年2回(5月12月)

② 点検記録簿

施設名称等	結果	指摘事項	令和 年 月 日		
					備考

(4) 前項により火元責任者は、重要事項については改善意見を添えて防火管理者に報告するものとする。

(5) 消防用設備等の機能を維持管理するために国営明石海峡公園事務所が行う法定点検に立合うものとする。

4 火気使用規制

園内の諸設備について火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生の危険、または人命にかかわる危険があると認められた時は、防火管理者はその旨園内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は利用者等に対し、火気使用等の中止、または危険な場所への立ち入り禁止を命ずるものとする。

5 自衛消防

園内外に火災発生、またはその他の火災が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、次に定める消防組織により担当任務の遂行にあたるものとする。

名称	役割	編成
消防隊長	○対策部の設置、廃止 ○各班業務の状況把握及び指揮	園長

総務班	副園長(総務サービズ)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防、警察等への通報 ○ 園内放送 ○ 国事務所、本部、URA 株式会社等関係機関への情報伝達 ○ 関係機関、P C 等からの情報収集・資材配給 ○ 記録 ○ 貴重品等の持ち出し ○ 消防隊長との連絡・調整 	副園長(施設運営)
施設運営班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導 ○ 負傷者救護・応急手当 ○ 消火設備の運用操作による初期消火活動 ○ 被害状況調査・報告 ○ 救急車両の誘導にかかわる障害物の撤去、門扉等の開放、誘導 ○ 立入禁止規制 ○ 入園者の入場規制 ○ 心急修理 ○ 巡回・点検 ○ 資材搬入

6 教育・消防訓練

防火管理者は、職員に対して以下に定める計画により防火に関する教育訓練を年1回実施する。

また、有事に際し被害を最小限にとどめるため消防訓練により技術向上を図るものとする。

なお、3月には消防署職員に派遣を依頼し、訓練の実施結果については、国営明石海峡公園事務所へ報告する。

項目	内容	実施予定時期
職員に対する教育及び消防訓練	<ul style="list-style-type: none"> 1. 防火管理機構の周知徹底 2. 防火管理上の遵守事項 3. 防火管理に関する職員各自の任務及び責任の周知徹底 4. その他防火管理遂行上必要な事項 5. 消防訓練(避難誘導、通報、消火) 	年1回

7 消防機関との連絡等

(1) 消防機関へ報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任(解任)届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理センター

主要建築物一覧

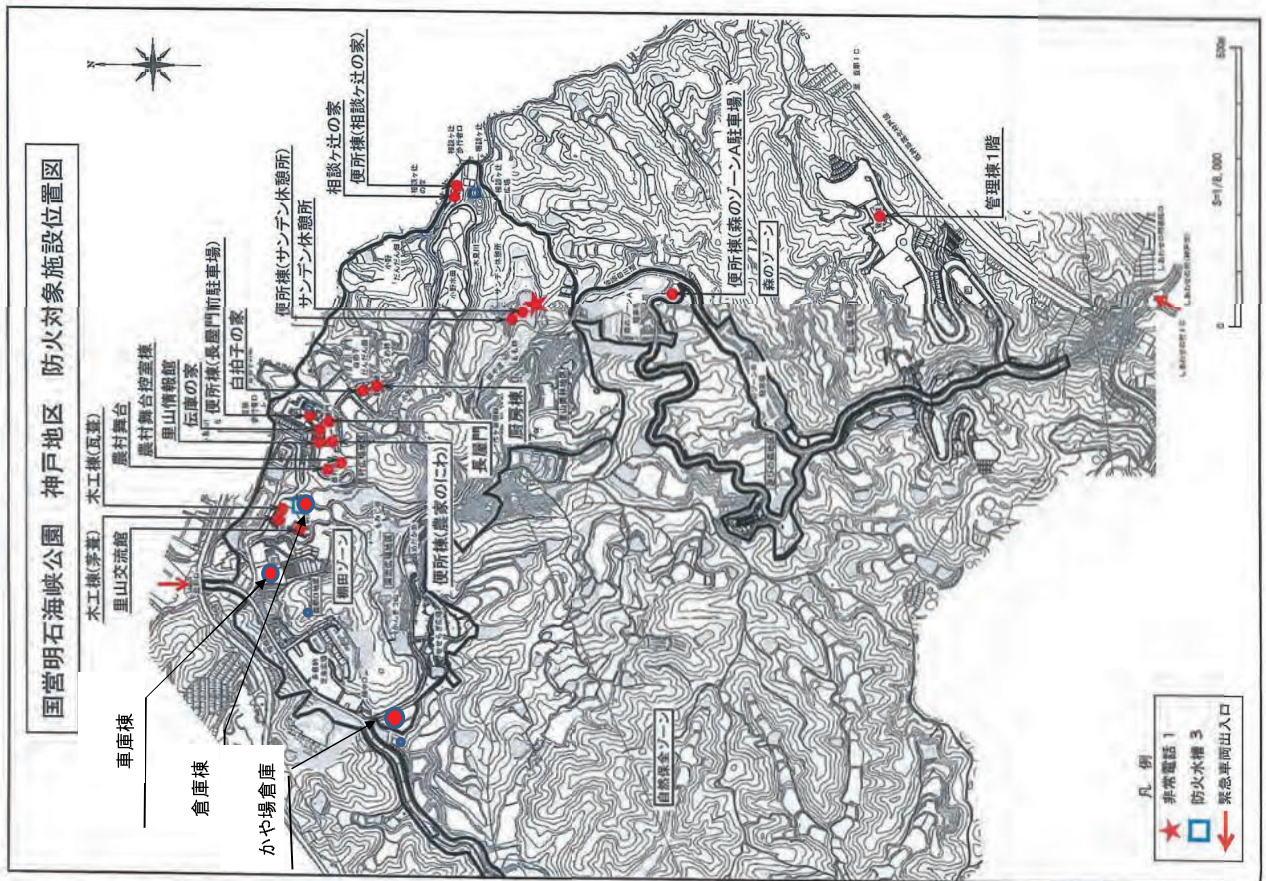
建築物名	構造	単位数量	延べ床面積	左記のうち		備考
				管理許可分※1	委託分※2	
伝陣の家	木造	棟 1	130.7 m ²		130.7 m ²	
長屋門	木造	棟 1	128.1 m ²		128.1 m ²	
里山交流館	木造	棟 1	568.2 m ²		568.2 m ²	
木工棟(茅葺)	木造	棟 1	140.9 m ²		140.9 m ²	
木工棟(瓦葺)	木造	棟 1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(長屋門前駐車場)	木造	棟 1	34.9 m ²		34.9 m ²	
里山情報館	木造	棟 1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(農家のにわ)	木造	棟 1	88.4 m ²		88.4 m ²	
農村舞台	木造	棟 1	272.5 m ²		272.5 m ²	
農村舞台控室棟	木造	棟 1	64.0 m ²		64.0 m ²	
白拍子の家	木造	棟 1	201.1 m ²		201.1 m ²	
厨房棟	木造	棟 1	161.8 m ²		161.8 m ²	プロパン庫除く
相談が辻の家	木造	棟 1	126.3 m ²		126.3 m ²	
便所棟(相談が辻の家)	木造	棟 1	25.2 m ²		25.2 m ²	
便所棟(サンデン休憩所)	木造	棟 1	52.4 m ²		52.4 m ²	
サンデン休憩所	木造	棟 1	48.5 m ²		48.5 m ²	
管理棟	木造(一部RC)	棟 1	678.0 m ²		678.0 m ²	
車庫棟	木造	棟 1	120.0 m ²		120.0 m ²	
倉庫棟	木造	棟 1	170.0 m ²		170.0 m ²	
かや場倉庫	鉄骨造	棟 1	300.0 m ²		300.0 m ²	
森のゾーンA駐車場便所棟	木造	棟 1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
森のゾーンB駐車場便所棟	木造	棟 1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
遊びの森便所棟	木造	棟 1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
めだか池便所棟	木造	棟 1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
合 計			3,588.4 m ²	0.0 m ²	3,588.4 m ²	

※1 都市公園法第5条第2項の許可に基づき、公園管理者以外の者が管理する施設の面積

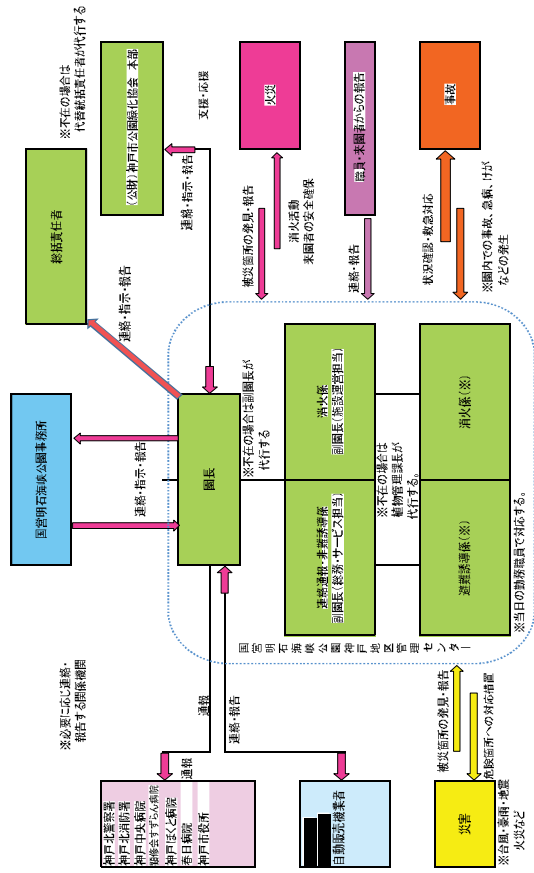
※2 面積のうち、公園管理者が管理する施設の面積

(2) 消防計画作成 (変更)届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者(管理センター長)又は防火管理者の変更 イ 消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等点検結果報告	国営明石海峡公園事務所が実施後、管理センター名で報告	管理センター

- (2) 防火対象施設一覧表 …………… 別紙-1
- (3) 国営明石海峡公園 神戸地区 防火対象施設位置(非常電話・緊急車両出入口含む) …………… 別紙-2
- (4) 緊急連絡体制関係連絡先一覧 …………… 別紙-3



【緊急時連絡体制】(神戸地区)



緊急連絡体制 関係連絡先一覧

<p>【神戸市消防局(消防本部)】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p> <p>【消防団】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p> <p>【消防団(長屋)】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p>	<p>【神戸市消防局(消防本部)】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p> <p>【消防団】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p> <p>【消防団(長屋)】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p>	<p>【神戸市消防局(消防本部)】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p> <p>【消防団】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p> <p>【消防団(長屋)】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p>	<p>【神戸市消防局(消防本部)】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p> <p>【消防団】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p> <p>【消防団(長屋)】 TEL. 078-691-8001 FAX. 078-691-8001</p>
---	---	---	---

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センター
災害対策要領

第1章 目的

本要領は、「近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 災害対策部運営計画」に基づき、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センターにおいて地震、津波、高潮、台風、雷雨・豪雨、火災、光化学スモッグ、感染症等（以下「災害等」という）の災害対策のため管理センターの組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

（淡路地区）

災害対策要領

第2章 災害等事前対策

第1節 災害対策組織の整備

1 明石海峡公園管理センター災害対策部

【災害対策部長】・・・災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮・管理センター長

【総務班】・・・関係機関・テレビ・PC等からの気象情報等情報収集、消防・警察等への通報、園内放送、公園事務所、協会本部等関係機関への情報伝達、資材配給、貴重品等の持ち出し。 職員の参集状況及び職員家族の通信確保、状況把握。職員等の生活対策等。

・班長：副センター長

・班員：運営企画課職員

【業務班】・・・避難誘導、負傷者救護・応急手当、消火設備の運用操作による初期消火活動、被害状況調査・報告・記録、救急車両の誘導にかかるとの障害物の撤去・門扉等の開放・誘導、立入禁止規制、入園者の入場規制、駐車場誘導、応急修理、巡視・点検、資材搬入、

・班長：施設設備維持管理課長

・班員：植物管理課長、植物管理課職員、施設設備維持管理課職員、巡視員、グ
ード職員

- 1 災害対策部は、対策部長、班長、班員をもって組織し別紙1. 2. 1)のとおりとする。
- 2 災害対策部長は管理センター長とし対策部を統括する。
- 3 災害対策部長に事故等があるときは、対策部長の業務を班長が代行することができる。
- 4 班長は班員を監督し、円滑な災害対策業務の執行に努める。
- 5 班員は各体制において所掌事務に示された業務に従事する。

- 2 災害等における災害対策部設置基準及び業務内容は、別紙1のとおりとする。

- 第2節 災害等の避難誘導場所の想定
災害時に避難誘導が必要とされる場合の想定場所を別紙2「災害時避難場所」とおとりとする。
- 第3節 園内放送
災害等に必要とされる園内放送は別紙3「災害時放送マニュアル」とおとりとする。
- 第4節 防災訓練・教育
1 防災訓練
防災訓練は、9月、3月に実施する。訓練内容は避難誘導、通報、消火訓練とする。
2 防災教育
普通救命講習Ⅱ(AED設置施設)による応急手当の習得を行う。
- 第5節 災害等事前対策の推進
1 施設・建物の把握……別紙4「主要公園施設一覧」、別紙5「主要建築物一覧」、別紙6「収益施設一覧」による。
2 施設点検箇所及び点検内容の整備……別紙7「施設点検記録簿」による。
3 情報通信設備の把握……別紙8「情報通信設備一覧表」による。
4 応急処置資機材の整備及び備蓄……別紙9「応急処置資機材一覧表」による。
5 緊急用車輛の整備……別紙10「公園管理車両一覧表」による。
6 報告及び伝達等の様式の整備……「様式1及び様式2」による。
7 園内ハザードマップの整備……(H25年度作成)
- 第3章 災害等発生後対策
- 第1節 防災体制
1 国営明石海峽公園災害対策部との連携
「国営明石海峽公園事務所災害対策部運営計画」に基づき対策部が設置された時は、対策部と連携し必要な指示を受ける。解除についても同様とする。
2 明石海峽公園管理センターの対策
災害対策部が設置された時の明石海峽公園管理センターの対策は「第5節災害時行動マニュアル」によるものとする。なお、公園事務所の設置に関わらず、管理センター災害対策部長が必要と判断した場合は明石海峽公園管理センター災害対策部を設置する。
- 第2節 公園の休園、開園等
1 明石海峽公園管理センターは、公園利用者の安全確保及び財産保全のため、歩行に支障があるか、木々の枝等が飛散していないか園内パトロールを行い、施設点検において災害等の状況を公園管理者に報告する。その結果公園事務所の指示(決定)により、公園全域又は部分域の閉鎖、再開園の措置をとるものとする。
- ① 台風等が夜間通過した場合
開園前に園内巡視を行い、その結果の概要について公園事務所に定められた内容によりメールにて送信する。また、巡視結果で対策対応に「不可能」及び「開園に「支障あり」がある場合は、公園事務所へ電話連絡も行う。
② 台風等が開園中に通過する場合
1) 来園者には、天候の状況により途中開園になるとともに、入園料、駐車料金の払い戻しのしないことを伝える。
2) 公園内の安全が確認された場合でも、定時の閉園時間まで1時間以上の時間がない場合は、そのまま閉園となることを伝える。
2 明石海峽公園管理センターは国営明石海峽公園事務所により休園、再開園する指示を受けたときは、速やかに公園入口表示等に告知を行うものとする。
3 閉園時間中による突発的な災害等においても、公園管理者に報告する。
- 第3節 夜間対応の体制
夜間対応の体制については、明石海峽公園管理センター災害対策部に準じた体制をとるものとする。
1 注意体制の場合
翌日の応急対策、維持管理方針について検討する。
2 警戒体制以上の場合
夜間対応の体制(総務班1、業務班2、計3名)を確立する。
3 淡路市に震度4以上の地震発生の場合
可能な移動手段により淡路島内に居住する3名の職員(運営企画課課長補佐、収益施設等管理運営課課長補佐、施設設備維持管理主任)は管理センターへ参集し、責任者は運営企画課課長補佐とする。
- 第4節 連絡体制
明石海峽公園管理センターにおける緊急時の連絡体制(開園時間内、夜間、休日)は、別紙9-1「災害時連絡系統図」、別紙9-2「緊急連絡体制図」とおとりとする。
- 第5節 災害時行動マニュアル
災害発生時及び被災の恐れがある場合は、必要に応じて関係機関との連絡調整、現場状況対応被害記録、救急連絡、園内放送、巡視、点検、応急修理、消火、避難誘導、救護、立入禁止規制、救急車両誘導等を実施する。
1 巡視・点検報告
園内の巡視、点検は別添「台風等自然災害発生予想等における園内巡視要領」に基づき実施する。
2 応急修理・報告
応急修理が必要となった場合には、公園管理者に報告する。

3 火災の発生

火災発生の場合には、消防署への要請と並行して「消防計画書」に基づき消火活動等を実施し、公園事務所に報告する。

4 避難誘導

入園者の避難場所への誘導については、公園事務所の指示により対応するものとする。
なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

5 園内放送

注意体制時及び警戒体制時においては、入園者に対して園内放送にて注意を促す。

6 入園者制限

入園者制限については、公園管理者の指示(決定)により対応するものとする。

なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

7 負傷者等

公園入園者等に負傷者が出た場合には、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」に基づき救急車要請または医療機関へ搬送するとともに、公園管理者へ報告する。

8 応援体制

(株)夢舞台や関係機関等との連携、台風・地震等の災害発生時に、明石海峡大橋が通行止めとなり、淡路島が孤立する状況となった場合は、(社)兵庫県造園建設業協会の会員企業の内、島内4社による応援体制をとる。

また、島外での支援本部((公財)兵庫県園芸・公園協会の本部(明石市))の設置による後方支援体制を確保する。

なお、応援要請については、必要に応じて明石海峡公園管理センター長が行うものとし、公園事務所へ報告する。

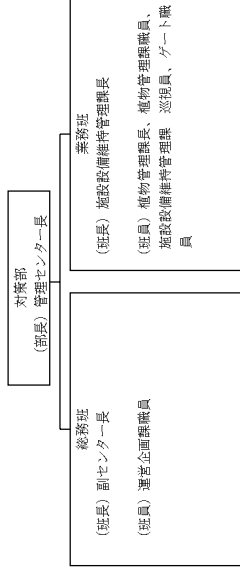
1. 明石海峡公園管理センター 災害対策部設置基準

区分	注意体制	警戒体制	非常体制
1. 地震(津波)災害	①震度4の地震が発生した場合 ②沿岸に津波注意報が発令された場合 ③災害対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所に指示した場合	①震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ②沿岸に津波警報が発令された場合 ③災害対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所に指示した場合	①震度6弱以上の地震が発生した場合 ②大規模災害が確認された場合 ③沿岸に大津波警報が発令された場合 ④災害対策部長が必要と判断した場合 ⑤国営明石海峡公園事務所に指示した場合
2. 風水害	①気象・海象等に關する警報が発令された場合 ②災害対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所に指示した場合	①災害対策部長が必要と判断した場合 ②国営明石海峡公園事務所に指示した場合	①病態災害が確認された場合 ②災害対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所に指示した場合
3 その他	災害対策部長が必要と判断した場合	災害対策部長が必要と判断した場合	災害対策部長が必要と判断した場合
4 体制要員	総務班 1名	総務班 1名	全職員
5 夜間対応	業務班 1名 ・翌日の巡回点検及び維持管理方針について検討する。 ・夜間対応が必要と判断した場合又は指示があった場合は2名体制とする。	業務班 2名 ・夜間対応が必要と判断した場合又は指示があった場合は3名体制とする。	全職員

・開園時間内においては全職員を要員とする。
・要員数は標準的なものであり、要員の配置は災害状況により、弾力的に運用することとする。

2. 業務内容

1) 明石海峡公園管理センター災害対策部組織



2) 主な業務内容

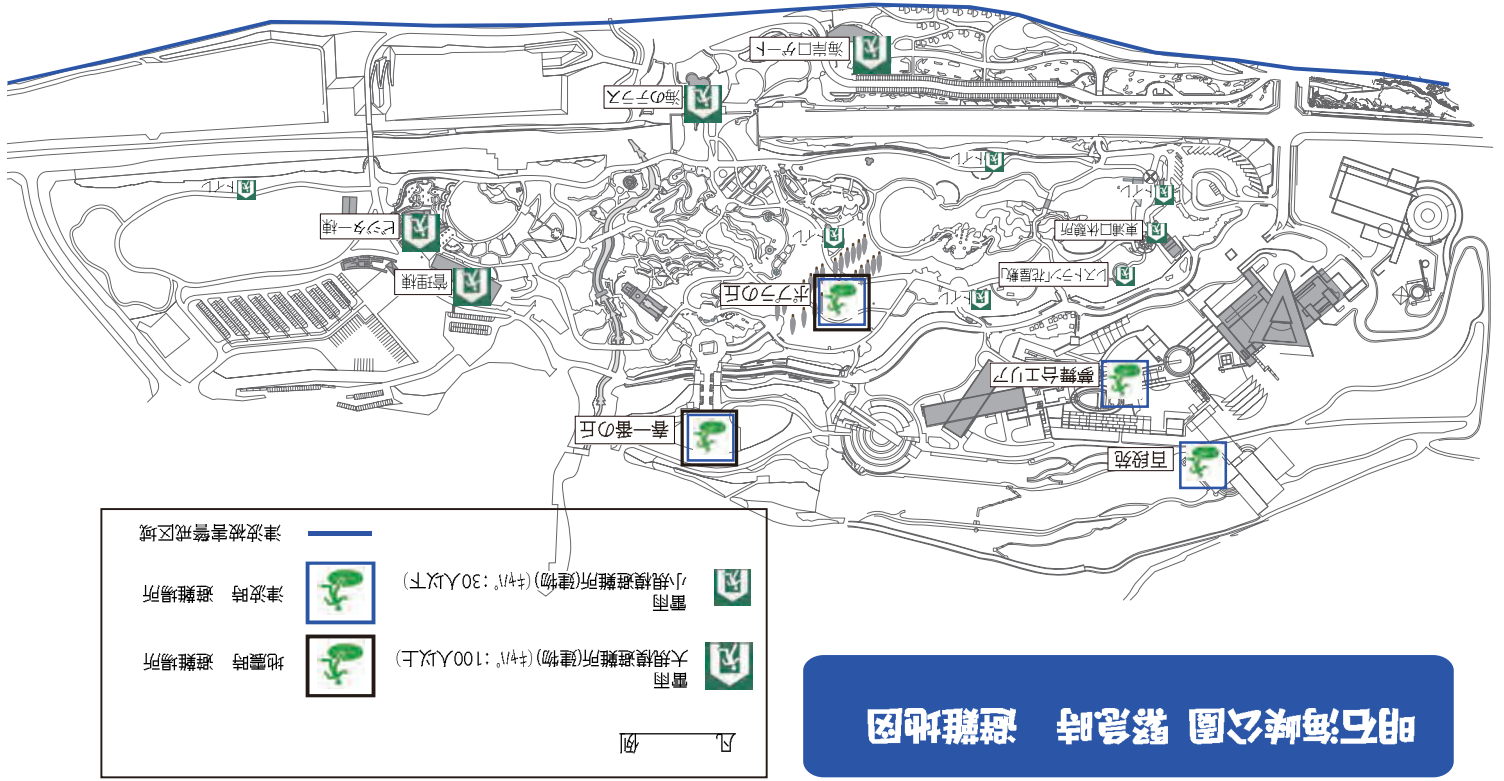
区分	注善及び警戒体制	非常体制
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 管理センター災害対策部設置 職員の参集状況確認 体制内容の明示 園内入園者及びイベント参加者把握 情報収集(気象台、テレビ、ラジオ、インターネット) 業務班からの被災状況等報告受理及び記録 園内放送 公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告 業務内容(巡回点検等)の記録、整理 	<ul style="list-style-type: none"> 管理センター災害対策部設置 職員の参集状況確認 体制内容の明示 IRR(株)(テナント)への連絡 夢舞台地区(観望台、ホテル、温泉)状況連絡 情報収集(気象台、テレビ、ラジオ、インターネット) 業務班からの被災状況等報告受理及び記録 避難場所及び避難経路等経路を全職員へ周知 園内放送 公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告 業務内容(巡回点検等)の記録、整理 職員及び家族の安全状況確認

(注) 本組織表は標準的なものであり、要員の配置は災害状況や定休等により弾力的に運用する。

業務班	<ul style="list-style-type: none"> ・園内巡視点検及び案内誘導 ・駐車場巡視点検及び案内誘導 (自動販売機、障害物、入庫車両、看板等) ・ゲート施設の点検及び案内誘導 (入園券売機、照明、水道、電話) <p>注) 案内誘導は災害状況により指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・警察要請 ・必要な救急用具、器材、備品、食料等の手配及び現地搬送 ・貴重品の搬出し及び保管 ・遊園施設の運営物の撤去 ・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者発見及び搬送 ・負傷者応急手当 ・消火活動 ・緊急車両誘導 ・入園規制 ・立入禁止区域の制限 ・被害状況調査 ・資材搬入 ・応急復旧作業 (ゲート職員) ・発券業務を直ちに中止して入園規制を行う ・ゲート周辺にいる人を避難場所へ誘導 ・負傷者がいる場合はゲート内へ収容し応急手当を行う ※建物倒壊の危険性がある場合は園外の安全な場所で行う ・その他、誘導・救援・撤離・立入規制・消火等の応援を行う (駐車場職員) ・発券業務を直ちに中止して入庫規制を行う ・周辺にいる人を避難場所へ誘導する ・負傷者がいる場合はゲート内へ収容し応急手当を行う ・※建物倒壊の危険性がある場合は園外の安全な場所で行う ・その他、誘導・救援・撤離・立入規制・消火等の応援を行う (等ハッチスタッフ) ・運行を中止し、発券者を避難場所へ誘導する (イベント対応スタッフ) ・イベント参加者及び周辺にいる人を避難場所へ誘導
-----	---	--

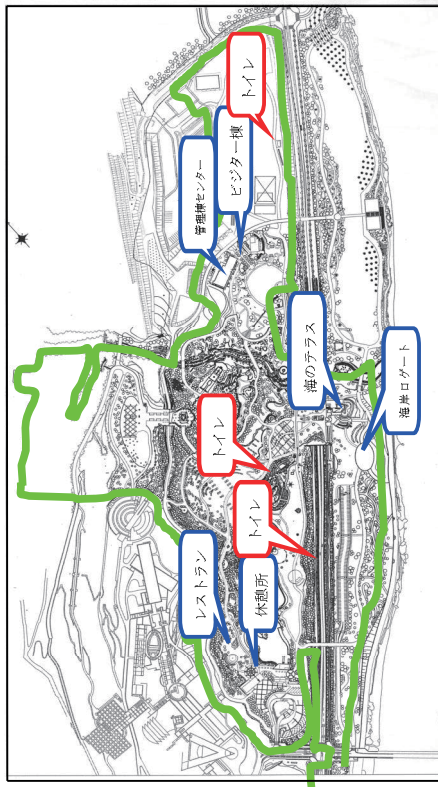
※公園の問題、開園は公園事務班が決定し、管理センターはその指示により開園、開園の問題をとる。

明石海峡公園 緊急時 避難地図

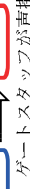


雷雨時避難誘導場所

管理センター、ピジター棟、レストラン花屋敷、東浦口売店、トイレ、ゲート

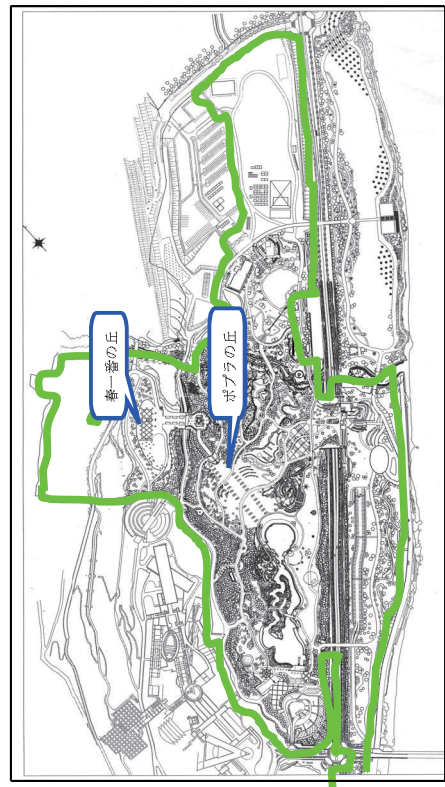


優先順位



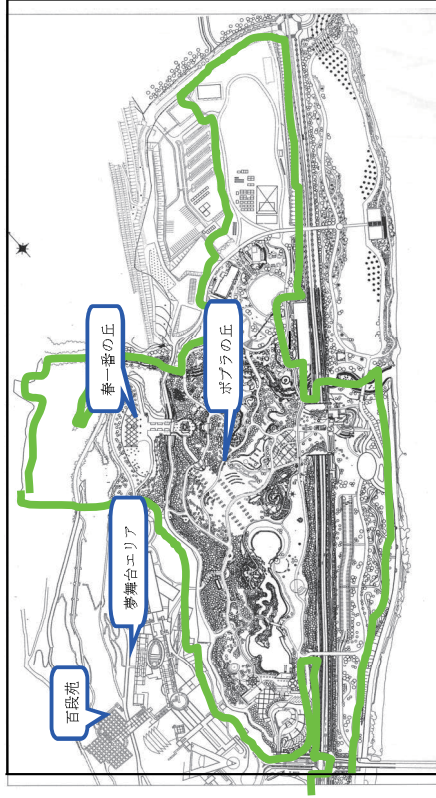
- ・各ゲート付近では、ゲートスタッフが声掛けし最寄りの避難場所へ誘導。
- ・巡視巡回後、管理センター職員による管理用車両にて、ピジター棟へ搬送。

地震時避難誘導場所



- ・各ゲート付近では、ゲートスタッフが声掛けし最寄りの避難場所へ誘導。
- ・巡視1名は海岸エリア巡回後最寄りの避難場所へ誘導。1名は園内巡回後最寄りの避難場所へ誘導。管理センター職員は自転車で誘導、また管理用車両にて障害者等搬送

津波時避難場所



- ・津波到達30分前
園内放送後、各ゲート、巡視が声掛けし最寄りの高台へ誘導。管理センター職員は自転車にて誘導、また管理用車両にて障害者等搬送
- ・津波到達15分前
最終園内放送後、残りのセンター職員も最寄りの高台へ避難。

収益施設一覧

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
東浦大型駐車場	2,367.2㎡	—	22台	—	—	必須
海岸南駐車場	4,221.9㎡	154台	—	4台	10台	裁量
淡路口駐車場	19,373.9㎡	349台	35台	8台	20台	裁量
シーσκεーブ라운ジA駐車場	775.0㎡	56台	—	4台	—	必須
トラムカー(夢ハッチ号)	1式	—	—	—	—	裁量
電動トラムカー	1式	—	—	—	—	裁量
レストラン(花屋敷)	255.2㎡	—	—	—	—	必須
船着場売店	249.0㎡	—	—	—	—	必須
売店(東浦ロケット棟)	48.7㎡	—	—	—	—	必須
船遊施設(船着場)	55.0㎡	—	—	—	—	裁量
自動販売機※		—	—	—	—	必須
合計	26,580.4㎡	559台	22台	16台	30台	

※使用面積及び期間(日数)については、調査職員と協議の上決定する。

■ 臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
海岸北臨時駐車場(北)	28,297.1㎡	—	—	—	—	臨時
海岸北臨時駐車場(南)	14,335.8㎡	—	—	—	—	臨時
シーσκεーブ라운ジB駐車場	1,575.0㎡	126台	—	—	—	臨時
合計	44,207.9㎡	126台	—	—	—	

主要建築物一覧

建築物名	構造	単位	数量	面積	左記のうち		備考
					管理許可分 ※1	委託分 ※2	
管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	1592.1㎡		1592.1㎡	
ピシター棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	1216.8㎡		1216.8㎡	
淡路ロケット棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	311.2㎡		311.2㎡	
東浦ロケット棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	461.7㎡	48.7㎡	413.0㎡	
海岸ロケット棟	鉄筋コンクリート造	棟	1	851.7㎡		851.7㎡	
連絡ロケット棟	軽量鉄骨造	棟	1	11.8㎡		11.8㎡	
海のテラス	鉄筋コンクリート造	棟	1	642.2㎡	1.6㎡	640.6㎡	
海岸臨時ゲート(ブース棟)	鉄骨造	棟	1	6.3㎡		6.3㎡	
カーデニング棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	504.6㎡		504.6㎡	
温室(A棟)	軽量鉄骨造	棟	4	151.2㎡		151.2㎡	37.8㎡×4棟
温室(B棟)	軽量鉄骨造	棟	1	45.0㎡		45.0㎡	
展望回廊	鉄筋コンクリート造	棟	1	62.3㎡		62.3㎡	
花屋敷	木造	棟	1	265.2㎡	255.2㎡	0.0㎡	
船着場	鉄筋コンクリート造	棟	1	249.9㎡	249.0㎡	0.9㎡	
広告塔	鉄骨鉄筋コンクリート造	棟	1	125.0㎡		125.0㎡	
バーゴラ(管理棟前)	鉄筋コンクリート造	棟	1	57.4㎡		57.4㎡	
トイレ(船着場周辺)	鉄筋コンクリート造	棟	1	161.0㎡		161.0㎡	
トイレ(子供の森)	鉄筋コンクリート造	棟	1	120.9㎡		120.9㎡	
トイレ(大地の虹)	鉄筋コンクリート造	棟	1	60.5㎡		60.5㎡	
トイレ(花の丘道)	鉄筋コンクリート造	棟	1	82.6㎡		82.6㎡	
トイレ(芝生広場)	鉄筋コンクリート造	棟	1	175.8㎡		175.8㎡	
トイレ(ピシター棟附属)	鉄筋コンクリート造	棟	1	89.8㎡		89.8㎡	
車庫棟	木造	棟	1	160.0㎡		160.0㎡	
合計		棟	26	7404.8㎡	554.5㎡	6840.3㎡	

(別紙-7)

施設点検記録簿

施設名	点検箇所	点検項目	備考
建物 管理棟 休憩所 便所 ゲート 倉庫 パーゴラ	本体	破損・損傷・その他	
	窓・扉	破損(ガラス、窓枠、扉)	
	給水施設	破損・故障(タンク、コック、バルブ)・つまり・漏水・その他	
	電気設備	破損・点灯・切断・その他	
	排水施設	破損・つまり・その他	
	その他		
	施設工作物 園路・広場	路面 破損・不陸・排水不良・障害物	
		階段 破損・亀裂・沈下・その他	
		池 破損・漏水・亀裂・その他	
		噴水・水施設 破損・漏水・亀裂・運転 カルパバート・橋 破損・腐食・段差等	
遊具施設	擁壁	破損・亀裂・沈下・その他	
	外柵・門扉等 その他	破損・ぐらつき・倒れ・施設・その他	
水道設備	遊具	看板・セーフティコーン・その他	
		破損・ぐらつき・その他	
	水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・つまり・その他	
電気設備	下水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・その他	
	照明関係	破損・点灯・その他	
	動力関係	破損・故障・運転・その他	
	受電盤・配電盤	破損・通電の有無・送電の有無・その他	
植物	通信設備	破損・通話の有無(割線、内線、専用線、FAX)・放送の有無(エリア確認等)・その他	
		倒木・折木・その他	
(特記事項)			

(別紙-8)

情報通信設備一覧表

設備名	数量	停電時	備考
NTT電話回線	5回線	使用可	管理事務所
NTT衛生電話	1回線	使用不可	管理事務所
専用回線電話(LAN)	1回線	使用不可	管理事務所
パソコン通信回線	1回線	使用不可	管理事務所
FAX	1回線	使用不可	管理事務所
監視用カメラ	18台	使用不可	管理事務所(園内18箇所)
ビクター機監視カメラ	1式	使用不可	パークセンタービクター機
内線電話	32台	使用可	管理事務所・各ゲート・パークセンター
園内放送設備	1式	使用可	管理事務所・東浦ログポート・パークセンター
非常電話	12箇所	使用可	園内12箇所
無線機	31台	使用可	管理事務所・各ゲート・巡視員
テレビ	3台	使用不可	管理事務所・東浦ログポート
ラジオ	1台	使用可	管理事務所
メガホン	5台	使用可	管理事務所

(別紙-9)

応急処置資機材等一覧表

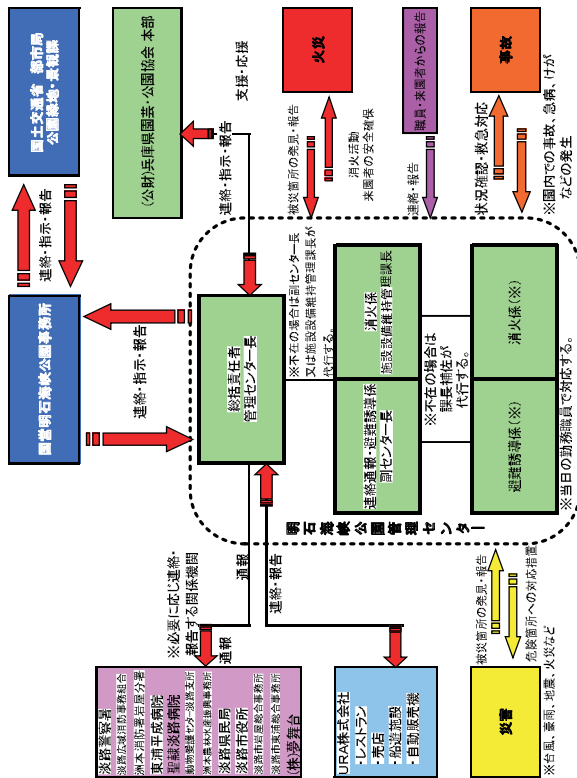
品名	数量	保管場所
発電器	1	管理事務所(車庫)
消防ポンプ	2	管理事務所(車庫)
消火器	36	管理棟(8)東浦ロゲート(4)インフォメーション(1)海岸ログ ート(2)海のテラス内(6)東浦ロトレ(1)花の丘道トレ (1)模倣花壇トレ(1) 子供の森トレ(1)海岸ロトレ(1)船着場(1)花屋敷(2) 淡路口(3)ピジター棟(4)
消火栓	3	湯だまりの丘(1)芝生広場(2)
防火水槽	3	管理棟前、海岸口、淡路口駐車場
ロープ	50 <small>㍎</small>	管理事務所(車庫)
ブルーシート	2枚	管理事務所(車庫)
土のう袋	50袋	管理事務所(車庫)
スコップ	10	管理事務所(車庫)
ハンマー	2	管理事務所(車庫)
担架	2	東浦ロゲート(医務室)、ピジター棟(医務室)
ベッド	2	東浦ロゲート(医務室)、ピジター棟(医務室)
救急箱	6	管理棟・東浦口・海岸口・連絡口・淡路口・ピジター棟

(別紙-10)

公園管理車両一覧表

車名	乗車定員	ナンバー	形状
トラック	3人	神戸 400 は 8848	
セレナ	8人	神戸 504 さ 904	
ハイゼットカーゴ	4人	神戸 480 ぬ 88-98	
ハイゼットカーゴ	4人	神戸 480 ぬ 88-99	
軽トラック	2人	神戸 480 ぬ 89-06	
スクーター	1人	淡路市い 7970	
スクーター	1人	淡路市い 7971	
スクーター	1人	淡路市い 7972	
フォークリフト	1人	西宮市わ 2379	

(緊急連絡体制図)



緊急連絡体制
関係連絡先一覧

【令和4年4月1日】

関係先	連絡先
＜消防署＞ 消防本部 TEL.0759-72-0110 FAX.0759-72-2100 消防第一課 TEL.0759-72-5270 FAX.0759-72-5270 消防第二課 TEL.0759-72-0419 FAX.0759-72-0419 消防第三課 TEL.0759-72-0503 FAX.0759-72-0503 消防第四課 TEL.0759-45-5681 FAX.0759-45-5681 消防第五課 TEL.0759-72-3111 FAX.0759-72-3111 消防第六課 TEL.0759-26-2102 FAX.0759-26-2102 ※消防団1～6区	＜消防本部＞ 消防本部 TEL.0759-72-0110 FAX.0759-72-2100 消防第一課 TEL.0759-72-5270 FAX.0759-72-5270 消防第二課 TEL.0759-72-0419 FAX.0759-72-0419 消防第三課 TEL.0759-72-0503 FAX.0759-72-0503 消防第四課 TEL.0759-45-5681 FAX.0759-45-5681 消防第五課 TEL.0759-72-3111 FAX.0759-72-3111 消防第六課 TEL.0759-26-2102 FAX.0759-26-2102 ※消防団1～6区
＜警察＞ 警察本部 TEL.0759-72-0110 FAX.0759-72-2100 警察第一課 TEL.0759-72-5270 FAX.0759-72-5270 警察第二課 TEL.0759-72-0419 FAX.0759-72-0419 警察第三課 TEL.0759-72-0503 FAX.0759-72-0503 警察第四課 TEL.0759-45-5681 FAX.0759-45-5681 警察第五課 TEL.0759-72-3111 FAX.0759-72-3111 警察第六課 TEL.0759-26-2102 FAX.0759-26-2102 ※警察団1～6区	＜警察本部＞ 警察本部 TEL.0759-72-0110 FAX.0759-72-2100 警察第一課 TEL.0759-72-5270 FAX.0759-72-5270 警察第二課 TEL.0759-72-0419 FAX.0759-72-0419 警察第三課 TEL.0759-72-0503 FAX.0759-72-0503 警察第四課 TEL.0759-45-5681 FAX.0759-45-5681 警察第五課 TEL.0759-72-3111 FAX.0759-72-3111 警察第六課 TEL.0759-26-2102 FAX.0759-26-2102 ※警察団1～6区
＜救急センター＞ 救急センター TEL.0759-72-0110 FAX.0759-72-2100 救急第一課 TEL.0759-72-5270 FAX.0759-72-5270 救急第二課 TEL.0759-72-0419 FAX.0759-72-0419 救急第三課 TEL.0759-72-0503 FAX.0759-72-0503 救急第四課 TEL.0759-45-5681 FAX.0759-45-5681 救急第五課 TEL.0759-72-3111 FAX.0759-72-3111 救急第六課 TEL.0759-26-2102 FAX.0759-26-2102 ※救急団1～6区	＜救急センター＞ 救急センター TEL.0759-72-0110 FAX.0759-72-2100 救急第一課 TEL.0759-72-5270 FAX.0759-72-5270 救急第二課 TEL.0759-72-0419 FAX.0759-72-0419 救急第三課 TEL.0759-72-0503 FAX.0759-72-0503 救急第四課 TEL.0759-45-5681 FAX.0759-45-5681 救急第五課 TEL.0759-72-3111 FAX.0759-72-3111 救急第六課 TEL.0759-26-2102 FAX.0759-26-2102 ※救急団1～6区

兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体
 明石海峡公園神戸地区管理センター

災害対策要領

令和4年度(H34)版

兵庫県園芸・公園協会グループ共同体 明石海峡公園管理センター
 災害対策運営要領

第1章 目的

本要領は、「近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 災害対策部運営計画」に基づき、兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体明石海峡公園神戸地区管理センターにおいて地震、台風、雷雨・豪雨、火災、光化学スモッグ、感染症等(以下「災害等」という)の災害対策のため管理センターの組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2章 災害等事前対策

第1節 災害対策組織の整備

1 明石海峡公園災害対策本部

【災害対策本部長】・・・災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮
 ・センター長

2 明石海峡公園神戸地区管理センター災害対策部

【災害対策部長】・・・災害対策本部の設置・廃止、各班業務の状況把握及び指揮
 ・園長

【総務班】・・・関係機関・テレビ・PC等からの気象情報等情報収集、消防・警察等への通報、園内放送、公園事務所、協会本部等関係機関への情報伝達、資材配給、貴重品等の持ち出し。職員の参集状況及び職員家族の通信確保、状況把握。職員等の生活対策。

・班長:副園長(総務・サービス担当)
 ・班員:総務・サービス担当職員

【業務班】・・・避難誘導、負傷者救護・応急手当、消火設備の運用操作による初期消火活動、被害状況調査・報告・記録、救急車両の誘導にかかる障害物の撤去・門扉等の開放・誘導、立入禁止規制、入園者の入場規制、駐車場誘導、応急修理、巡視・点検、資材搬入、

・班長:副園長(施設運営担当)

・班員:植物管理課長、植物管理課職員、施設設備・運営担当職員、
 料金所、おもてなしスタッフ

- 1 災害対策部は、対策部長、班長、班員をもって組織し別紙1. 2. 1)のとおりとする。
- 2 災害対策部長は園長として対策部を統括する。
- 3 災害対策部長に事故等があるときには、対策部長の業務を班長が代行することができる。
- 4 班長は班員を監督し、円滑な災害対策業務の執行に努める。

5 班員は各体制において所掌事務に示された業務に従事する。

2 災害等における災害対策本部設置基準及び業務内容は、別紙1のとおりとする。

第2節 災害等の避難誘導場所の想定

災害時に避難誘導が必要とされる場合の想定場所を別紙2「災害時避難場所」としておりとする。

第3節 園内放送

災害等に必要とされる園内放送は別紙3「災害時放送マニュアル」とおりとする。

第4節 防災訓練・教育

- 1 防災訓練
防災訓練は、毎年1回実施する。訓練内容は避難誘導、通報、消火訓練とする。
- 2 防災教育
普通救命講習Ⅱ（AED設置施設）による応急手当の習得を行う。

第5節 災害等事前対策の推進

- 1 施設・建物の把握……別紙4「主要公園施設一覧」、別紙5「主要建築物一覧」、別紙6「収容施設一覧」による。
- 2 施設点検箇所及び点検内容の整備……別紙7「施設点検箇所及び記録簿」による。
- 3 情報通信設備の把握……別紙8「情報通信設備一覧表」による。
- 4 応急処置資機材の整備及び備蓄……別紙9「応急処置資機材一覧表」による。
- 5 緊急用車輛の整備……別紙10「公園管理車両一覧表」による。
- 6 報告及び伝達等の様式の整備……「様式1及び様式2」による。
- 7 園内ハザードマップの整備

第3章 災害等発生後対策

第1節 防災体制

- 1 国営明石海峡公園災害対策部との連携
「国営明石海峡公園事務所災害対策部運営計画」に基づき対策部が設置された時は、対策部と連携し必要な指示を受ける。解除についても同様とする。
- 2 明石海峡公園神戸地区管理センターの対策
災害対策部が設置された時の明石海峡公園神戸地区管理センターの対策は「第5節災害時行動マニュアル」によるものとする。なお、公園事務所の設置に関わらず、神戸地区管理センター災害対策部長が必要と判断した場合は明石海峡公園神戸地区管理センター災害対策部を設置する。

第2節 公園の休園、閉園等

1 明石海峡公園神戸地区管理センターは、公園利用者の安全確保及び財産保全のため、歩行に支障があるか、木々の枝等が飛散していないか園内パトロールを行い、施設点検において災害等の状況を公園管理者に報告する。その結果公園事務所の指示（決定）により、公園全域又は部分域の閉鎖、再開園の措置をとるものとする。

① 台風等が夜間通過した場合

開園前に園内巡視を行い、その結果の概要について公園事務所に定められた内容によりメールにて送信する。また、様式-2巡視点検記録表をFAXする。巡視結果で対策対応に「不可能」及び閉園に「支障あり」がある場合は、公園事務所へ電話連絡も行う。

② 台風等が閉園中に通過する場合

- 1) 来園者には、天候の状況により途中閉園になるとともに、入園料、駐車料金の払い戻しのないことを伝える。
 - 2) 公園内の安全が確認された場合でも、定時の閉園時間まで1時間以上の時間がない場合には、そのまま閉園とすることを伝える。
- 2 明石海峡公園神戸地区管理センターは国営明石海峡公園事務所により休園、再開園する指示を受けたときは、速やかに公園入口表示等に告知を行うものとする。
- 3 閉園時間中による突発的な災害等においても、公園管理者に報告する。

第3節 夜間対応の体制

夜間対応の体制については、国営明石海峡公園事務所対策部に準じた体制をとるものとする。

1 注意体制の場合

翌日の応急対策、維持管理方針について検討する。

2 警戒体制以上の場合

夜間対応の体制（総務班1、業務班2、計3名）を擁立する。

第4節 連絡体制

明石海峡公園神戸地区管理センターにおける緊急時の連絡体制（開園時間内、夜間、休日）は、別紙11-1「災害時連絡系統図」、別紙11-2「緊急連絡体制図」とおりとする。

第5節 災害時行動マニュアル

災害発生時及び被災の恐れがある場合は、必要に応じて関係機関との連絡調整、現場状況・対応被害記録、緊急連絡、園内放送、巡視、点検、応急修理、消火、避難誘導、救護、立入禁止規制、救急車両誘導等を実施する。

1 巡視・点検報告

園内の巡視、点検は別添「台風等自然災害発生予想時等における園内巡視要領」に基づ

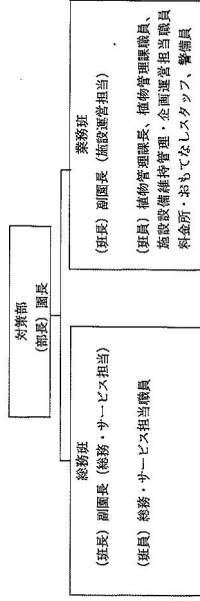
1. 明石海峡公園神戸地区管理センター 災害対策部設置基準

区分	任意体制	警戒体制	非常体制
1. 地震災害	①震度4の地震が発生した場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①震度6以上の地震が発生した場合 ②大規模災害が確認された場合 ③神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ④国営明石海峡公園事務所が指示した場合
2. 風水害	①坑倉、海浜等に関する警報が発生した場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ②国営明石海峡公園事務所が指示した場合	①崩壊災害が確認された場合 ②神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合 ③国営明石海峡公園事務所が指示した場合
3 その他	神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合	神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合	神戸地区管理センター対策部長が必要と判断した場合
4 体制要員	総務班 1名 業務班 1名	総務班 1名 業務班 2名	全職員 全職員 全職員
5 夜間対応	・翌日の避難点検及び維持管理方針について後付する。 ・夜間対応が必要と判断した場合は2名体制とする。	・夜間対応が必要と判断した場合は3名体制とする。	

・ 閉園時間内においては全職員を要員とする。
・ 要員表は標準的なものであり、要員の配置は災害状況により、弾力的に運用することとする。

2. 業務内容

1) 明石海峡公園神戸地区管理センター 災害対策組織



(注) 本組織表は標準的なものであり、要員の配置は災害状況や定休等により弾力的に運用する。

2) 主な業務内容

区分	任意及び警戒体制	非常体制
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 神戸地区管理センター対策部設置 職員の実業状況確認 体制内容の明示 園内入場者及びイベント参加者把握 情報収集 (気象台、テレビ、ラジオ、インターネット) 業務班からの被災状況等報告受理及び記録 園内放送 公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告 実施内容 (巡回点検等) の記録、整理 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸地区管理センター対策本部設置 職員の実業状況確認 体制内容の明示 協力企業への連絡 しあわせの村への状況連絡 情報収集 (気象台、テレビ、ラジオ、インターネット) 業務班からの被災状況等報告受理及び記録 避難場所及び避難経路を全職員へ周知 園内放送 公園事務所、協会本部、機構等関係機関への状況報告 実施内容 (巡回点検等) の記録、整理 消防・警備要請 必要な救急用具、器具、備品、食料等の手配及び現地搬送 貴重品の押出し及び保管

き実施する。

2 応急修理・報告

応急修理が必要となった場合には、公園管理者に報告する。

3 火災の発生

火災発生の場合には、消防署への要請と並行して「消防計画書」に基づき消火活動等を実施し、公園事務所へ報告する。

4 避難誘導

入園者の避難場所への誘導については、公園事務所の指示により対応するものとする。なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

5 園内放送

注意体制時及び警戒体制時においては、入園者に対して園内放送にて注意を促す。

6 入園者制限

入園者制限については、公園管理者の指示(決定)により対応するものとする。

なお、緊急の場合においてはこの限りではない。

7 負傷者等

公園入園者等に負傷者が出た場合には、「救急活動及びその報告に関するマニュアル」に基づき救急要請または医療機関へ搬送するとともに、公園管理者へ報告する。

8 応援体制

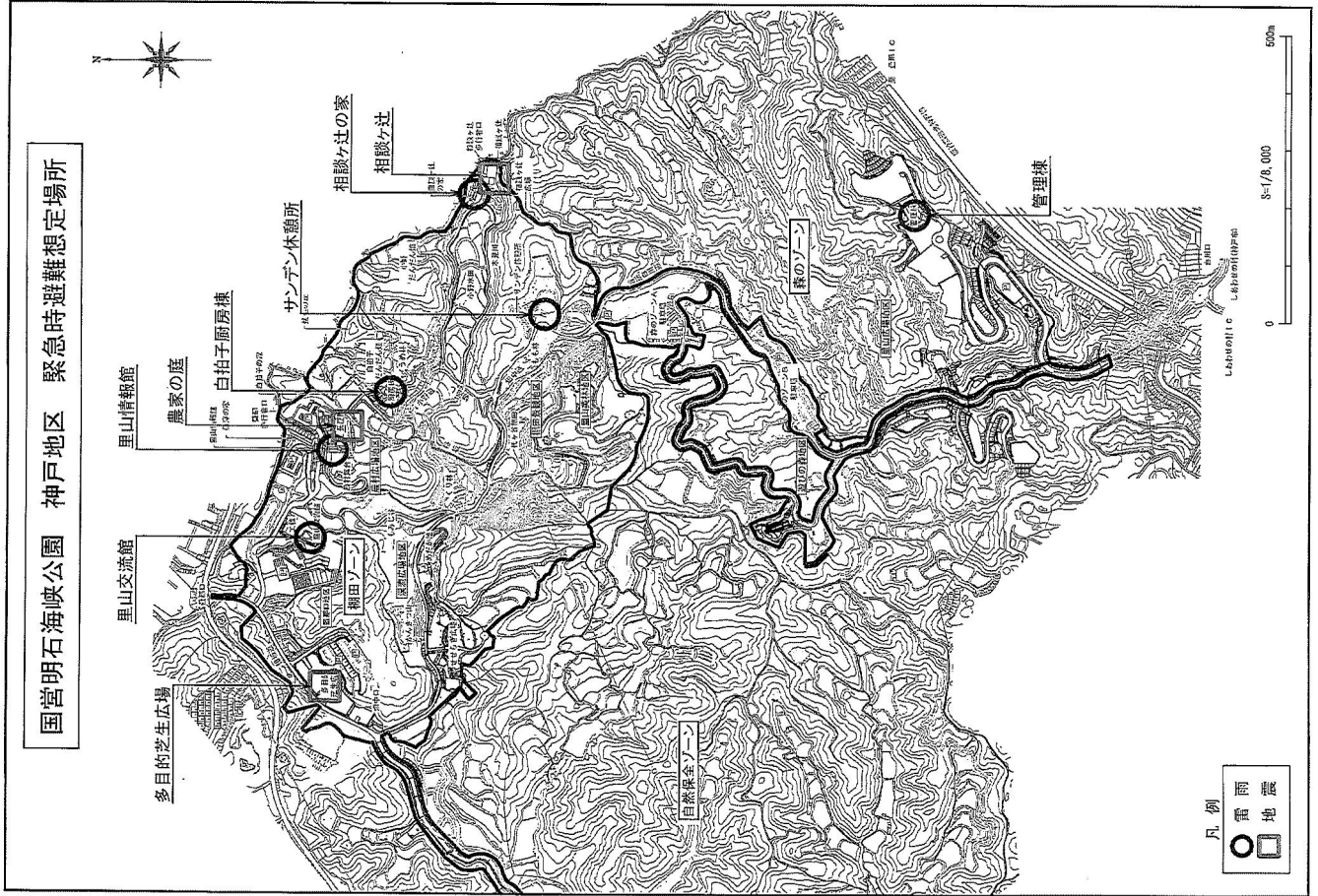
関係機関等との連携、台風、地震等の災害発生時に、(一社)神戸市造園協力会の会員企業による応援体制や、神戸市建設協力会(非常時の協定締結予定)から国営明石海峡公園神戸地区へ応援に来てもらえる体制をとる。

また、園外での支援本部(公財)神戸市公園緑化協会の本部(須磨区)の設置及び携帯電話による連絡手段の確保等による後方支援体制を確保する。

なお、応援要請については、必要に応じ明石海峡公園神戸地区管理センター長が行うものとし、公園事務所へ報告する。

<p>業務班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内巡視点検及び案内誘導 ・ 駐車場巡視点検及び案内誘導 (障害物、入庫車両、看板等) ・ サート巡視の点検及び案内誘導 (照明、水道、電柱) <p>注) 案内誘導は災害状況により指示</p>	<p>避難経路の障害物の撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故避難誘導 ・ 負傷者発見及び搬送 ・ 負傷者応急手当 ・ 車止め活動 ・ 救命車両誘導 ・ 入園規制 ・ 立入禁止区域の閉鎖 ・ 被害状況調査 ・ 資材搬入 ・ 応急復旧作業 (料金所スタッフ) ・ 遊楽業務を直ちに中止して入園規制を行う ・ 周辺にいる人を避難場所へ誘導 ・ その他、誘導・救護・立入規制・消火等の応援を行う (おいてなシスタッフ) ・ メニュー参加者及び周辺にいる人を避難場所へ誘導 ・ 負傷者がいる場合は長瀬門または交流館へ収容し応急手当を行う <p>※建物倒壊の危険性がある場合は屋外の安全な場所で行う (警備員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートでは入園規制を行う ・ 周辺にいる人を避難場所へ誘導する ・ 負傷者がいる場合は長瀬門等へ収容し応急手当を行う ※建物倒壊の危険性がある場合は屋外の安全な場所で行う ・ その他、誘導・救護・立入規制・消火等の応援を行う (トラムカースタッフ) ・ 運行を中止し、搭乗者を避難場所へ誘導する
---	---

※公園の閉園、開園は公園事務所が決定し、管理センターはその指示により閉園、開園の措置をとる。



主要建築物一覧

建築物名	構造	単位	数量	延べ床面積	左記のうち		備考
					管理許可分 ^(※)	委託分 ^(※2)	
伝蔵の家	木造	棟	1	130.7 m ²		130.7 m ²	
長屋門	木造	棟	1	128.1 m ²		128.1 m ²	
里山交流館	木造	棟	1	568.2 m ²		568.2 m ²	
木工棟(茅葺)	木造	棟	1	140.9 m ²		140.9 m ²	
木工棟(瓦葺)	木造	棟	1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(長屋門前駐車場)	木造	棟	1	34.9 m ²		34.9 m ²	
里山情報館	木造	棟	1	100.9 m ²		100.9 m ²	
便所棟(農家の1にわ)	木造	棟	1	88.4 m ²		88.4 m ²	
農村舞台	木造	棟	1	272.5 m ²		272.5 m ²	
農村舞台控室棟	木造	棟	1	64.0 m ²		64.0 m ²	
白拍子の家	木造	棟	1	201.1 m ²		201.1 m ²	
厨房棟	木造	棟	1	161.8 m ²		161.8 m ²	プロパン庫除く
相談が辻の家	木造	棟	1	126.3 m ²		126.3 m ²	
便所棟(相談が辻の家)	木造	棟	1	25.2 m ²		25.2 m ²	
便所棟(サンデン休憩所)	木造	棟	1	52.4 m ²		52.4 m ²	
サンデン休憩所	木造	棟	1	48.5 m ²		48.5 m ²	
管理棟	木造(一部RC)	棟	1	678.0 m ²		678.0 m ²	
車庫棟	木造	棟	1	120.0 m ²		120.0 m ²	施工予定
倉庫棟	木造	棟	1	1700 m ²		1700 m ²	施工予定
かや場倉庫	鉄骨造	棟	1	300.0 m ²		300.0 m ²	施工予定
森のゾーンA駐車場留所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
森のゾーンB駐車場留所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
遊ひの森便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
めだか池便所棟	木造	棟	1	13.9 m ²		13.9 m ²	施工予定
合計				3,568.4 m ²	0.0 m ²	3,568.4 m ²	

※1 都市公園法第5条第2項の許可に基づき、公園管理者以外の者が管理する施設の面積

※2 面積のうち、公園管理者が管理する施設の面積

収益施設一覧

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
藍那口大型駐車場	342.2 m ²	1	5台	1	1	裁量
森のゾーン身障者用駐車場	91.2 m ²	2台	-	2台	-	必須
森のゾーンA駐車場	433.7 m ²	14台	-	-	-	必須
藍那口A駐車場	547.5 m ²	42台	-	4台	-	必須
藍那口B駐車場	454.0 m ²	35台	-	-	-	必須
藍那口C駐車場	1,868.4 m ²	44台	-	-	-	裁量
売店(厨房棟)	27.0 m ²	-	-	-	-	裁量
体験学習施設(里山活動体験林)	約18,000.0 m ²	-	-	-	-	特別裁量施設
体験学習施設(里山活動体験農地)	約17,000.0 m ²	-	-	-	-	特別裁量施設
自動販売機※		-	-	-	-	必須
合計	38,764 m ²	137台	5台	6台	0台	

※特別裁量施設-体験学習施設の占用の有無、面積、設置日時については別途説明する。
※使用面積及び期間(日数)については、調査職員と協議の上決定する。

■ 臨時駐車場

収益施設名	面積	普通車	大型車	障害者用	自動二輪	備考
森のゾーンA臨時駐車場	3,471.0 m ²	106台	-	-	-	臨時
森のゾーンB駐車場	4,781.1 m ²	226台	-	-	-	臨時
藍那口D駐車場	1,885.7 m ²	37台	-	-	-	臨時
藍那口E駐車場	2,554.0 m ²	40台	-	-	-	臨時
しあわせの村連絡口駐車場	1,663.7 m ²	58台	-	-	-	臨時
合計	14,256.7 m ²	467台	-	-	-	

施設点検記録簿

施設名	点検箇所	点検項目	備考
建物 管理棟 長屋門 古民家 情報館 農村舞台 農村舞台控室 交流館 木工棟 厨房棟 休憩所 便所 倉庫	窓・扉	破損(ガラス、窓枠、扉)	
	給水施設	破損・故障(タンク、コック、バルブ)・つまり・漏水・その他	
	電気設備	破損・点灯・切断・その他	
	排水施設	破損・つまり・その他	
	その他	案内板・古民具・その他	
	施設工作物 園路・広場	路面 階段 池 噴水・水施設 カルパト・橋 擁壁 外柵・門扉等 その他	破損・不陸・排水不良・腐書物 破損・亀裂・沈下・その他 破損・漏水・亀裂・その他 破損・漏水・亀裂・運転 破損・腐食・段差等 破損・亀裂・沈下・その他 破損・ぐらつき・倒れ・施設・その他 看板・セーフティロープ・その他
遊具施設	遊具	破損・ぐらつき・その他	
水道設備	上水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・つまり・その他	
	下水道設備	破損・異常(ポンプ、バルブ)・漏水・その他	
電気設備	照明関係	破損・点灯・その他	
	動力関係	破損・故障・運転・その他	
	受電盤・配電盤	破損・通電の有無・送電の有無・その他	
	通信設備	破損・通話の有無(凱旋・内線・専用線、FAX)・放送の有無(=E)ア確認等・その他	
植物	倒木・折木・その他		
(特記事項)			

情報通信設備一覧表

設備名	数量	停電時	備考
NTT電話回線	4回線	使用可	管理センター、里山交流館
パソコン通信回線	2回線	使用不可	管理センター、里山交流館・長屋門
FAX	1回線	使用可	管理センター、里山交流館
監視用カメラ	9台	使用不可	長屋門付近3、遊びの森、森のゾーンA駐車場、森のゾーンB駐車場2、身障者用駐車場、白川口
内線電話	19台	使用不可	管理センター、長屋門、情報館、交流館、相談が辻の家、
園内放送設備	1式	使用不可	管理センター、長屋門
非常電話	6箇所	使用可	サンデン休憩所、遊びの森、めだか池、森のゾーン駐車場A・B、つじの広場
無線機	14台	使用可	管理センター、長屋門、料金所
テレビ	2台	使用不可	里山交流館・里山情報館
拡声器	3台	使用可	長屋門・里山交流館
メガホン	2台	使用可	長屋門

(別紙 9)

応急処置資機材等一覧表

品名	数量	保管場所
発電器	8	テント倉庫、管理センター
消防ポンプ	1	テント倉庫
消火器	32	管理棟(5)相談が辻の家(4)長屋門(2)里山交流館(2)伝庫の家(1)白拍子の家(2)厨房棟(2)木工棟瓦葺(1)木工棟茅葺(2)里山情報館(1)サンデン休憩所(1)農村舞台(2)農村舞台控室(1)長屋門倉庫(1)白拍子倉庫(1)テント倉庫(1)倉庫棟(1)車庫棟(1)サンデン便所棟(1)
防火水槽	3	里山交流館庭先、長屋門前、相談が辻広場
投光器	3	テント倉庫
ブルーシート	20	管理棟、里山交流館、長屋門倉庫、テント倉庫
ロープ	150m	テント倉庫、管理センター
ツルハシ	1	倉庫棟
土のう袋(10トン袋)	10袋	テント倉庫
スコップ	21	倉庫棟(2)、長屋門倉庫(1)、伝庫の家(1)、テント倉庫(17)、
ハンマー(大)	1	管理センター
コーン	50	テント倉庫(50)、
ソファアーベッド	1	里山交流館
救急箱	5	管理棟・相談が辻の家・長屋門・白拍子の家・里山交流館
AED	2	長屋門・里山交流館

(別紙 10)

公園管理車両一覧表

車名	乗車定員	ナンバー	形状	区分
グイッツ	5人	神戸 503ら 1982	セダン トヨタ	リース車両
ハイエース	10人	神戸 800 そ 5608	車椅子対応福祉車両	〃
ノア	8人	神戸 504 め 4368	ワンボックスタイプ	〃
軽トラック	2人	神戸 480 ね 1140	ダンプタイプ	〃
軽トラック	2人	神戸 480 め 9380	平積タイプ	〃
軽自動車	4人	神戸 480 め 9379	ワゴンタイプ	〃
軽自動車	4人	神戸 480 は 4462	ワゴンタイプ	〃
スクーター	1人	神戸市 28AI17489	ホンダ	〃
スクーター	1人	神戸市 28AI17490	ホンダ	〃
アシスト付自転車	1人			維持管理
アシスト付自転車	1人			維持管理

